

糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎) 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

糸島市(以下「市」という。)が所有する公共施設に太陽光発電設備を設置し、平時の電源として利用することにより二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

設置にあたっては、民間事業のノウハウ、技術力を活用したリース方式によるものとし、設備設計・設置等に関する一括提案を受け、価格のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等の点から最適な受注候補者を選定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。本要領は、受注候補者の選定にあたり必要な事項を定めるものである。

なお、本件は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「環境省交付金」という。)によって、市がリース事業者に交付する公共施設太陽光発電リース設置補助金(以下「補助金」という。)を活用して実施する。

2. 概要

- (1) 契約件名 糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)契約
- (2) 履行場所 糸島市役所(福岡県糸島市前原西一丁目1番1号)
- (3) 履行期間 ①太陽光発電設備設置等 契約の日から令和8年1月31日まで
②太陽光発電リース期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 契約内容 糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)仕様書のとおり
- (5) 受注候補者の選定・契約方法
 - ①プロポーザルにより選定した受注候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結に向けた協議を行う。
 - ②本件の設備導入は、環境省交付金を活用して実施する。プロポーザルにより選定された受注候補者は、市に対して太陽光発電設備設置費に関する補助金交付申請を行い、市による補助金交付決定後にリース契約を締結する。

3. 参加資格

2の契約にかかるプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②本実施要領等の公表日から受注候補者選定までの間に、糸島市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③糸島市税に滞納がないこと。
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと、電子交換所による取引停止処分を受けている者でないこと、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤参加者及びその役員が、糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴

力団または暴力団員でない者、ならびに同条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ⑥本件の実施体制の中に、第一種、第二種もしくは第三種電気主任技術者の資格を有する者を含めること。また、建設業の許可を取得している事業者を含めること。

4. 受注候補者の選定方法

参加者による企画提案書及びプレゼンテーションの内容による選定とする。

5. 本件の見積金額の限度額

リース料総額(60か月分)：9,141,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- ①上記金額は、太陽光発電設備の事業費のうち補助対象となる事業費の2分の1にあたる額が補助金として交付されたうえで、その補助金額を控除した後の額を基礎として積算されたリース料総額の限度額であり、本件の履行にかかる全ての経費を含むものとする。
- ②補助対象となる事業費は、別表1に定めるものとする。
- ③提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

6. 参加申込の手続き

- (1)参加申込関係書類の配布

市公式ホームページから各様式を取得すること。

- (2)提出書類

次の①から⑦の書類を各1部提出すること(参加申込を行う事業者分が必要)

①参加申込書(様式1)

②会社概要書(様式2)

③商業登記の現在事項全部証明書

- ・申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。
- ・インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可とする。

④役員名簿(様式3)

⑤糸島市税(法人市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないことの証明書

- ・申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。
- ・課税がない場合も提出すること。

⑥太陽光発電設備設置に関する実績書(様式4)及び契約書等の写し

- ・実施体制に含まれる事業者の実績でも可とする。
- ・主要な5件までを記入すること。
- ・契約書等の写しについて顧客の情報を保護する必要がある場合は黒で塗り潰して提出すること。

⑦誓約書(様式5)

- (3)提出方法

糸島市環境政策課へ持参または郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る)

(4) 提出期限

令和7年7月22日(火) 17時必着

・ 土日曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時までの受付とする。

(5) 参加資格の確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年7月29日(火)17時までに電子メールで申込者に通知する。

(6) 参加辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、辞退書(様式6)を提出すること。なお、辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

7. 施設見学

(1) 施設見学可能期間

令和7年7月23日(木)から7月25日(金)まで(8時30分から17時までの間で設定する)

(2) 参加可能な者

参加申込書を提出した事業者及び実施体制内の事業者

(3) 見学の申込

施設見学を希望する者は、「7. 参加申込の手続き(4) 提出期限」の日までに電子メールで上記の施設見学可能期間内で希望する日及び開始時間、所要時間を記載すること。希望日時が他の参加申込者と重複する場合は、市が日時を指定する(相談応)。なお、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止する場合がある。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本件にかかる説明会は開催しない。質問がある場合は質問書(様式7)を提出すること。なお、電話またはファクス、口頭、電子メール本文での質問は受け付けない。

・ 受付期限 **令和7年7月31日(木) 17時必着**

・ 提出方法 電子メールに添付して送信

(2) 質問書への回答

質問書への回答は、随時、電子メールにて質問者へ送信する。また、全質問に対する回答を一括し、市公式ホームページにおいて令和7年8月5日(火)17時までに質問者を匿名にし、内容の要旨を公表する。なお、質問書への回答内容は、本要領や仕様書に記載する内容への追加・変更として扱う。

9. 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知書を受領した者(以下「提案者」という。)は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書の提出について(様式8)…1部

・ 代表者職印を押印すること。

② 企画提案書…正本1部、副本5部

- ・「10. 企画提案書の作成方法」に沿って作成すること。

③設備設置に関する見積書…1部

- ・設備設置を担う事業者が提案者宛に発行した見積書を提出すること。様式は任意とする。
- ・見積書(作成例)を参考に、補助対象経費と補助対象外経費がわかるように記載するとともに、市から交付が見込まれる補助金相当額を記載すること。
- ・「〇〇一式」ではなく内訳が分かるように記載すること。
- ・設備設置費については、消費税及び地方消費税を含まない額、含む額の両方を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して作成すること。

④リース料に関する見積書

- ・「4. 本件の見積金額の限度額」の範囲内で提案を行うこと。
- ・市からの補助金を適用しない場合のリース料総額と補助金額を控除した場合のリース料総額を記載し、市から交付される見込の補助金額が全額控除されたうえでリース料総額が積算されていることを示すこと。なお、リース料は全60回の分割払い(月払い)とするため、分割払いの金額を見積書に記載すること。

⑤電気主任技術者の資格証の写し(企画提案書の事業実施体制図にも示すこと)

⑥③の見積額(消費税及び地方消費税を含む)が500万円以上となる場合は建設業許可証明書

(2)提出方法

糸島市環境政策課へ持参または郵送(郵送の場合は配達証明付き書留郵便に限る)

(3)提出期限

令和7年8月12日(火) 17時必着

- ・土曜日及び祝日法に規定する休日を除く8時30分から17時までの受付とする。
- ・期限までに提出がない場合は、辞退したとみなす。

10. 企画提案書の作成方法

(1)基本事項

- ①企画提案書は、本実施要領及び糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)仕様書の内容を踏まえて作成し、「評価基準」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。
- ②提出できる企画は、1提案者につき1案とし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ③原則としてA4サイズ両面印刷とし、縦向き、横向きは問わない。A3サイズの資料を添付する場合は、A4サイズに折り込むこと。
- ④ページ番号を付すこと。ページ数の制限は設けないが、簡潔にまとめること。
- ⑤企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和7年度糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)企画提案書」と記載すること。
- ⑥企画提案書はフラットファイルに綴じ、正本1部、副本5部を作成し、正本は表紙に提案者の社名を記載し、副本には記載しないこと。
- ⑦正本を除き、提案者の社名及び社名を類推できる表現等を入れず、社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については資格証の写しを提出している人も含め「〇〇」、複数

名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、社名を特定できないように留意すること。

(2) 企画提案書の内容

企画提案書には次の内容について必ず記載すること。

① 設備の設置方針

設備の設置方針は、(3) 参考資料に示す書面及び施設見学により検討すること。また、環境省交付金を活用するため、交付要件等に基づくシステムとすること。

ア 提案の基本方針、設備の概要

イ 太陽光発電設備の容量(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、パワーコンディショナーの定格出力の合計値)

ウ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)

エ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(kg/m²、基礎、パネル重量込み)を考慮した安全性の確認結果(最大100kg/m²未満とする。)

オ 建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造であることの確認結果

カ 発電量、自家消費量、電気料金、二酸化炭素排出削減量のシミュレーション結果(二酸化炭素排出係数は、九州電力の令和5年度実績値0.402kg-CO₂/kWhを使用すること)

② リース期間中における太陽光発電設備のメンテナンス

- ・動産保険への加入及びメーカー保証を最低限担保するとともに、定期訪問点検などの追加可能な措置があれば提案すること。

③ 事業実施体制図

- ・リース事業者、施工事業者等を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示すこと。
- ・電気主任技術者を体制図に記載すること。

④ スケジュール案

⑤ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(3) 参考資料

検討にあたっては以下の情報を参考にすること。

資料を必要とする場合は、問合せ先に電子メールで資料を要する旨を通知すること。

- ・資料1 「設置場所の6階平面詳細図」
- ・資料2 「設置場所の矩計図」
- ・資料3 「設置場所の屋根詳細図(議場)」
- ・資料4 「幹線・動力設備6階平面図」
- ・資料5 「受変電設備単線結線図」
- ・資料6 「受変電設備配置図・姿図」
- ・資料7 「キュービクル単線結線図」
- ・資料8 「30分電力使用量」

11. 選定方法

提出された企画提案書等について以下のとおり審査を行い、受注候補者を選定する。

(1) 選定委員会

5名で構成される糸島市公共施設太陽光発電リース選定委員会(以下「選定委員会」という。)が評価基準(別表2)に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。合計得点が同点となる提案者が2人以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。ただし、審査にあたっては最低水準を満点の6割とし、最低水準未満の得点の場合は候補者の対象としない。このため、提案者が1者の場合でも審査を行う。

(2) 書類選考による選定

5者を超える参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者を選定し、選定された5者でプレゼンテーションの審査を実施する。

(3) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価基準の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。

①場 所 糸島市役所会議室

②日 時 令和7年8月22日(金) ※場所・時間は8月18日(月)までに電子メールで通知。

③時間配分 1者あたり25分(プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内)

④出席者 本件に携わる3人以内とし、リース事業者及び施工事業者は必ず出席すること。

⑤そ の 他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の提出順で決定する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、事前に提出された企画提案書に基づき行う。
- ・企画提案書提出後に追加資料を提出することや、企画提案書に記載されていない内容の提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは、書面による資料及び口頭により行う。
- ・本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

⑥選定結果の通知と公表

- ・選定された提案者及び選定されなかった提案者に対し、審査結果通知書により通知する。
- ・審査結果については、選定された受注候補者名を市公式ホームページで公表する。選定されなかった提案者については公表しない。
- ・審査結果についての異議、問い合わせは一切受け付けない。

12. 契約について

①受注候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行う。

②リース契約締結時の仕様書は、糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)仕様書及びプロポーザルの企画提案の内容に基づく。企画提案において糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)仕様書に記載のない内容が提案され、市が有益な内容であると認めた場合は、受注候補者との協議のうえ、リース契約締結時の仕様書に追記する場合がある。

- ③受注候補者が契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち順位が上位であったものから契約に向けた協議を行うものとする。
- ④本件は、環境省交付金を活用して実施するため、受注候補者から市に対する補助金の交付申請書類を提出し、市が補助金の交付を決定した後に契約を締結する。なお、補助金の交付を受けられなかった場合は、補助金の交付を受ける前のリース期間総額で契約するか、契約しないかの協議を行うものとする。
- ⑤契約に要する一切の費用は、受注候補者の負担とする。

13. 実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和7年7月1日(火)
参加申込書受付期限	令和7年7月22日(火) 17時必着
施設見学可能期間	令和7年7月23日(水) ～ 25日(金)
参加資格確認結果通知	令和7年7月29日(火) 17時まで
質問書受付期限	令和7年7月31日(木) 17時必着
質問書への回答	令和7年8月5日(火) 17時まで
企画提案書提出期限	令和7年8月12日(火) 17時必着
プレゼンテーション実施通知	令和7年8月18日(月) 12時まで
プレゼンテーション実施	令和7年8月22日(金) 時間は別途通知
受注候補者決定	令和7年8月28日(木)
受注候補者公表、結果通知	令和7年8月28日(木)
契約協議開始	令和7年8月29日(金)
補助金交付申請、交付決定	令和7年9月1日(月) ～ 16日(火)
リース契約締結	令和7年10月1日(水)まで
設備設置(法令に基づく手続き等を含む)	令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
リース開始	令和8年2月1日(日)

※実施スケジュールの日程等は、変更する場合がある。

14. その他の留意事項

(1) 提案者の失格

提案者または受注候補者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、受注候補者が契約を締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①提案資格要件を満たさなくなった場合
- ②限度額を上回る見積書を提出した場合

- ③提出期限までに書類が提出されない場合
- ④提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ⑨本件について2案以上の企画提案をした場合
- ⑩審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) その他

- ①プロポーザルに参加する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③本件に係る情報公開請求があった場合は、糸島市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

【書類提出・問い合わせ先】

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(担当：矢野、宇佐美、清水)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2068(直通) Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp

別表1 環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1(交付対象事業費)」

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

評 価 基 準

【糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業 糸島市公共施設太陽光発電リース(市庁舎)】

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	技術提案	業務内容及び目的に関する理解・知識があるか。	15
2		設備容量は、施設の電力使用状況を十分把握したものとなっているか。 発電量、自家消費量は、電気料金等のシミュレーションは、現実味があり妥当なものであるか。	15
3		設備の設置方法、仕様は適切であるか。 風圧や地震等に耐えうる構造になっているか。	15
4		設備設置に伴う施設及び施設周辺への配慮（騒音、振動、安全対策等）は講じられているか。	10
5	実施体制	管理責任者や担当者等の適正配置、施工業者との連携がなされており、業務を確実に実施できる体制であるか。 設備の効率的な運用に寄与するメンテナンスの提案がなされているか。	15
6		本業務と同種・類似業務の実績があり、問題なく業務の遂行が見込めるか。	10
7		環境省交付金の要綱等で規定される期日までに業務を確実に完了するスケジュールとなっているか。	10
8	見積金額	提案内容に見合った価格設定であるか。	10
合 計			100

評価の目安

配点	非常に 優れている	優れている	標準・普通	劣っている	非常に 劣っている	提案なし
15	15	12	9	6	3	0
10	10	8	6	4	2	0